

第1章 海上災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・農林水産部・消防部]

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防体制の確立

市及び消防本部は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。
 - ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

2 流出油等災害予防対策

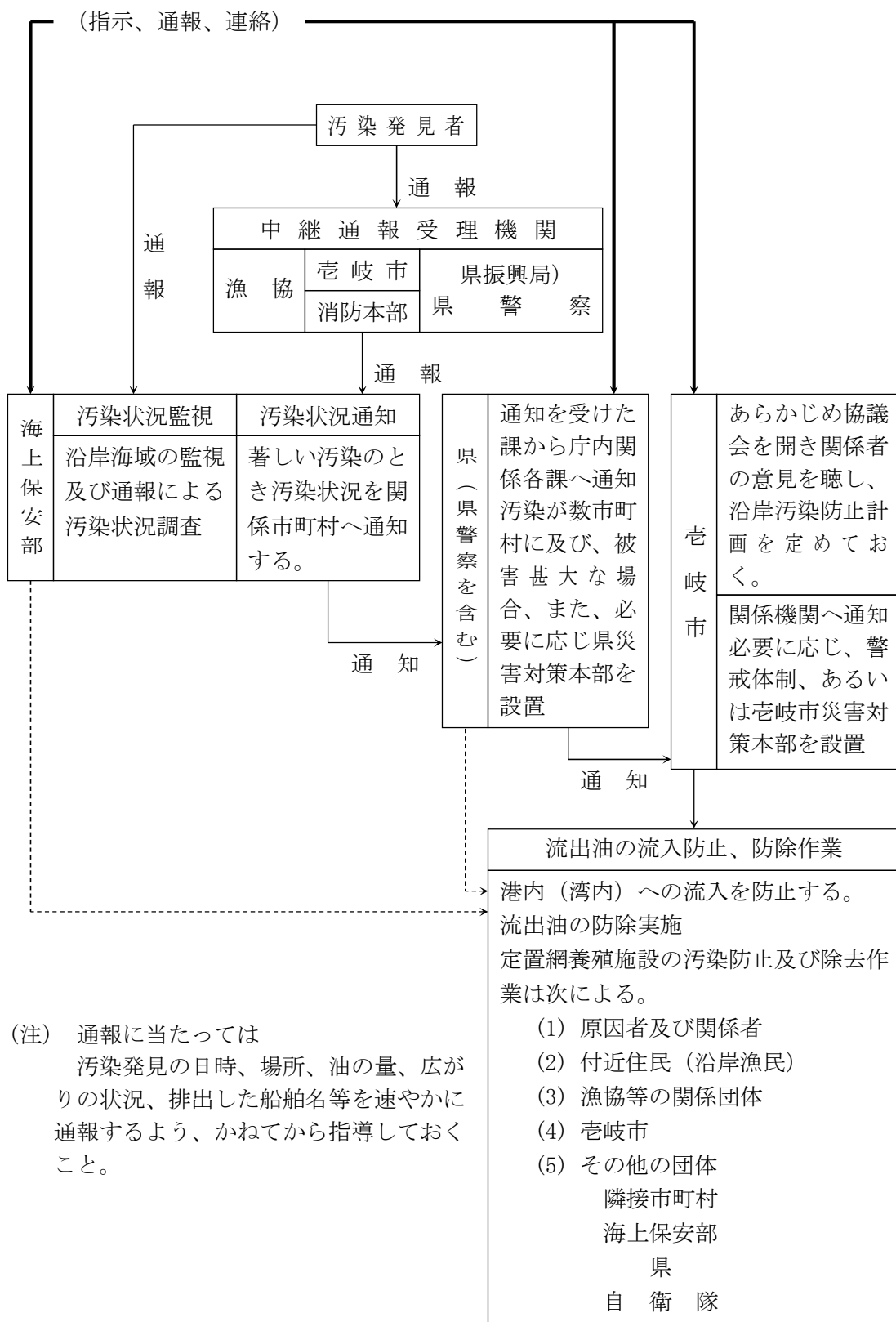
市及び消防本部は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記1に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る。

- (1) 海上保安部から流出油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。
- (2) 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。
- イ 部分的に、少量の流出油等の防除は、関係者が自主的に行う。
- ウ 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- エ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- オ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- カ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとで行う。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- キ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- ク 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県及び隣接市町への応援要請を行う。

流出油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第2節 災害応急対策計画

〔総務部・農林水産部・消防部〕

海上災害発生時には、船舶やヘリコプターを活用して一刻も早く乗客・乗員のもとにかけつけ捜索・救助活動を開始することが必要である。そのためには、基本的かつ的確な情報収集に努め、県及び防災関係機関に速やかに連絡する。また、流出油あるいは燃料への引火、炎上等の二次災害の発生にも備え、被害軽減のための体制を確立する。

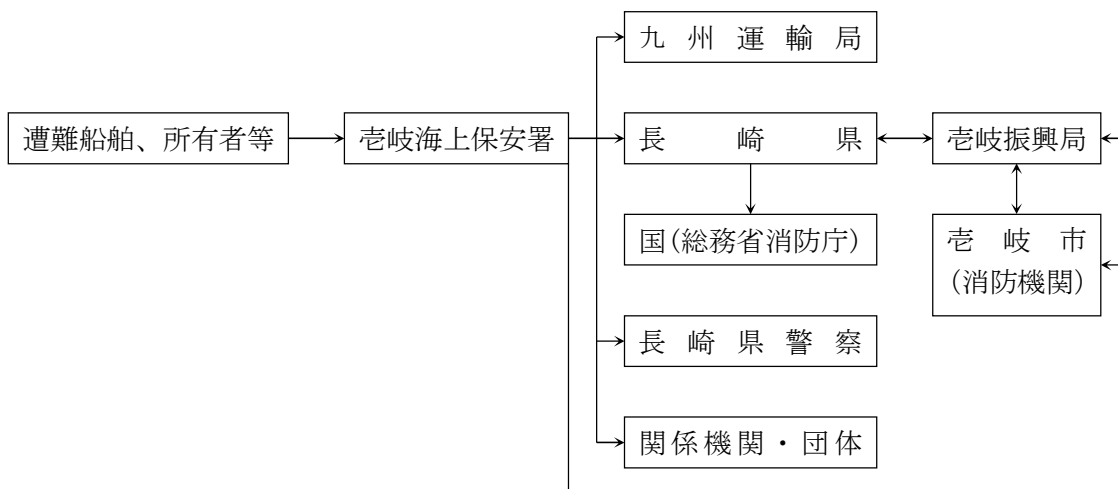
1 災害応急体制の確立

市は関係機関と連携を図り、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- イ 旅客及び地域住民等への広報
 - 報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 海難の状況
 - (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制の確立
 - 円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。
- (4) 捜索活動
 - 海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。
- (5) 救助・救出活動
 - 海難発生時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めによるほか、次により実施する。
 - ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
 - イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

2 流出油等災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に以下の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

- (1) 災害広報
 - 油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。
 - ア 旅客及び地域住民等への広報
 - 市は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客及び地域住民に対して次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 油等大量流出事故災害の状況
 - (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
 - (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに壱岐海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

市は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・消防部]

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

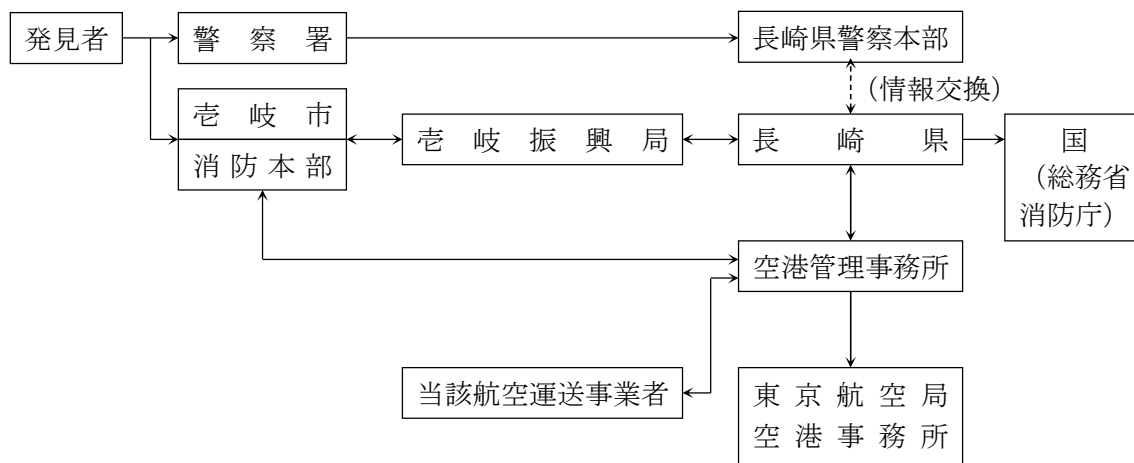
1 情報通信手段の確保

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

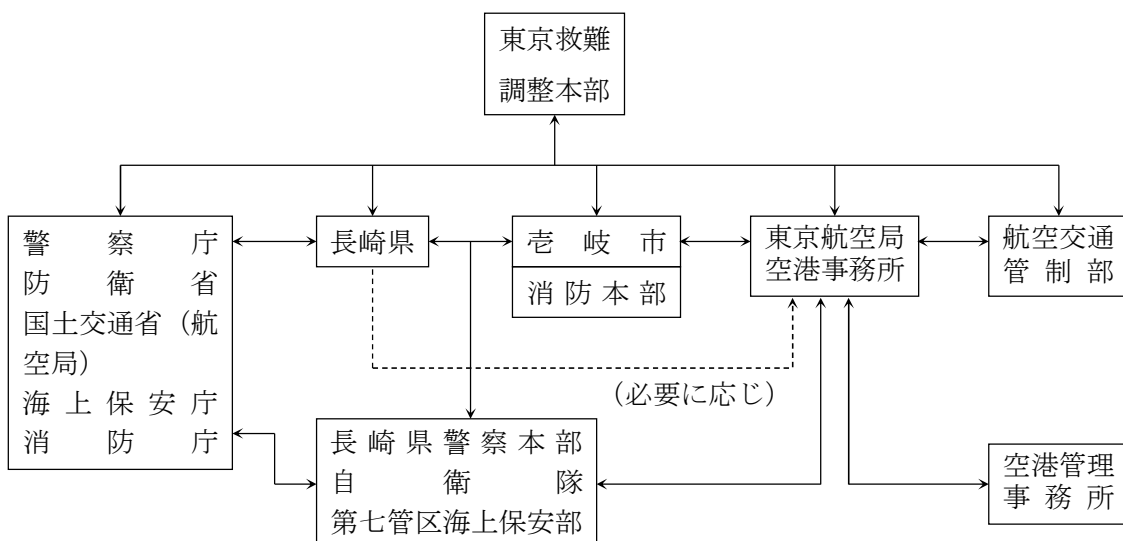
- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統

※ 発生地点が明確な場合



※ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

〔総務部・消防部〕

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害をともなう。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、市、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

2 救助・救出活動

航空災害時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

3 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

4 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 市及び消防機関は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 行方不明者の搜索及び遺体の収容

第2編第2章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

7 防疫及び廃棄物処理

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第26節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

〔建設部〕

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図る必要がある。

1 道路施設の点検

市は他の関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設の安全性の強化

- (1) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- (2) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (4) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (5) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

第2節 災害応急対策計画

〔建設部〕

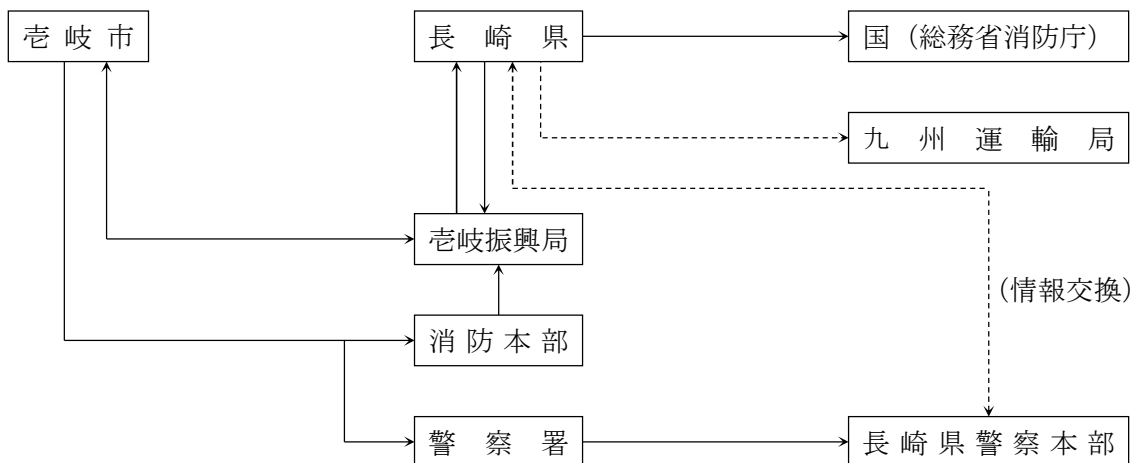
大規模な道路災害が発生した場合は、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第14節「消防活動」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第4章「危険物等災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・消防部]

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設等の把握

市及び消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については資料7-7を参照のこと。

2 情報通信手段の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

[総務部・消防部]

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

3 消防活動

- (1) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。
- (2) 消防機関は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

4 避難措置の実施

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救出及び医療救護活動

第2編第2章第16節「救急・救助」及び第19節「医療救護」の定めるところにより、被災者の救助・救出及び医療救護活動を実施する。

また、第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警

報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報

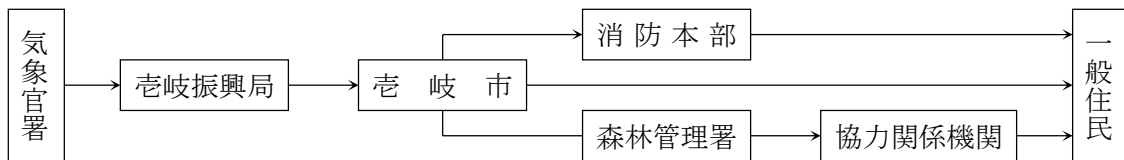
火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の発表基準は、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、長崎森林管理署へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



第2節 災害応急対策計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

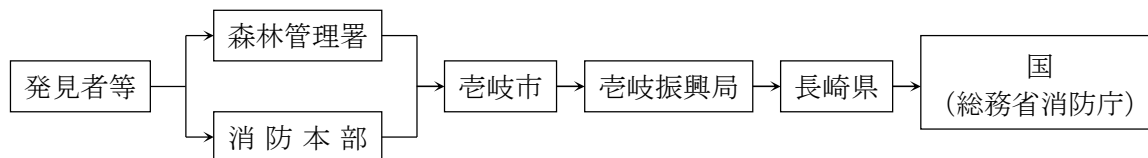
また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 情報連絡体制の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図りながら、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

市及び消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づく県防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

5 避難措置

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。